

I 総括

1 計画処理区域の面積及び人口

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村は区域内における一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないこととなっており、県内の全市町（14市9町）（令和2年3月31日現在）が一般廃棄物処理計画を定め、区内全域を計画処理区域としている。

広島県（以下、「本県」という。）における計画処理区域の面積及び人口は、表1-1のとおりである。

表1-1 計画処理区域の面積及び人口

（令和2年10月1日現在）

面積（国土地理院）	人 口 （ 内 外国人人口 ）
8,479.65 km ²	2,815,326 人 （ 54,380 人 ）

※平成24年度から外国人住民について、住民基本台帳制度の対象となったため人口に外国人住民も含まれている。

2 処理体制

本県における市町のごみ及びし尿の処理体制は、表1-2のとおりである。

表1-2 本県の処理体制（令和2年度）

市町名	ごみ処理体制		し尿処理体制
	可燃ごみ	その他	
広島市	単独処理	単独処理	単独処理（一部安芸地区衛生施設管理組合）
呉市	単独処理	単独処理	単独処理
竹原市	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
三原市	単独処理	三原広域市町村圏事務組合	単独処理
尾道市	単独処理	単独処理	単独処理
福山市	単独処理	単独処理	単独処理
府中市	単独処理	単独処理	単独処理
三次市	単独処理	単独処理	単独処理
庄原市	単独処理	単独処理	単独処理
大竹市	単独処理（廿日市市で焼却）	単独処理	単独処理
東広島市	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
廿日市市	単独処理	単独処理	単独処理
安芸高田市	芸北広域環境施設組合	芸北広域環境施設組合	単独処理
江田島市	単独処理（呉市で焼却）	単独処理	単独処理
府中町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
海田町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
熊野町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
坂町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
安芸太田町	単独処理（広島市で焼却）	単独処理	単独処理（広島市で処理）
北広島町	芸北広域環境施設組合	芸北広域環境施設組合	単独処理
大崎上島町	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合	広島中央環境衛生組合
世羅町	単独処理（三原市で焼却）	三原広域市町村圏事務組合	単独処理
神石高原町	単独処理	単独処理	単独処理

なお、呉市は、愛媛県今治市から旧関前村区域に係るごみ及びし尿の処理を受託している。

大竹市は、山口県和木町からし尿の処理を受託している。

3 収集及び処理状況

(1) 処理状況

令和2年度の県内の市町及び一部事務組合における廃棄物の処理状況は、表1-3のとおりである。

県内におけるごみの収集量は808,173tで、処理施設等への直接搬入量は78,626tで、合計すると886,891tである。県外からの受託量は92tであり、処理量の合計は886,891tである。(計量値の差や水分の蒸発などの理由により、排出量と処理量は一致しない。)

県内におけるし尿の収集量は620,385k1で、これに県外からの受託量441k1を加えた処理量は620,826k1である。

表1-3 ごみ及びし尿の処理状況(令和2年度)

区分	収 集 量	直接搬入量	排出量合計	県外からの受託	処 理 量
ごみ(単位:t)	808,173	78,626	886,799	92	886,891
し尿(単位:k1)	620,385	—	620,385	441	620,826

(2) 処理量の推移

ごみ及びし尿の処理量の推移は、表1-4のとおりである。

令和2年度は前年度に比べ、ごみ処理量は2.65%、し尿処理量は0.26%減少した。

表1-4 ごみ及びし尿の処理量の推移(平成28年度~令和2年度)

区 分 \ 年 度	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ(単位:t)	905,798	906,605	910,140	911,026	886,891
し尿(単位:k1)	649,088	642,035	628,272	622,458	620,826

(注) 数値は県外からの受託分を含む。

詳細については、「Ⅱ ごみ」及び「Ⅲ し尿」の章において示す。

4 処理事業経費

(1) 歳出状況

県内の市町及び一部事務組合における令和2年度の廃棄物処理事業経費は、表1-5のとおりである。歳出状況は、ごみが58,806,086千円、し尿が8,324,933千円で、合わせて67,131,019千円である。

表1-5 廃棄物処理事業の歳出状況（令和2年度）

（単位：千円）

		歳出	ごみ	し尿	
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	788	19,620	
		中間処理施設	19,700,975	2,332,979	
		最終処分場	3,207,345	96,085	
		その他	124,315	0	
	調査費		55,010	36,895	
	(組合分担金)		1,948,463	120,337	
	小計		25,036,896	2,605,916	
		分担金除く	23,088,433	2,485,579	
処理及び維持管理費	人件費	一般職	2,712,830	455,690	
		技能職	収集運搬	3,072,264	146,386
			中間処理	479,947	144,785
			最終処分	84,893	0
	処理費	収集運搬費	529,950	128,773	
		中間処理費	5,414,675	864,387	
		最終処分費	510,534	237,608	
	車両等購入費		62,763	0	
	委託費	収集運搬費	9,567,908	1,311,789	
		中間処理費	10,473,494	1,313,448	
		最終処分費	800,639	70,475	
		その他	708,489	782,638	
	(組合分担金)		3,643,174	830,905	
	調査研究費		21,100	9,713	
	小計		38,082,660	6,296,597	
		分担金除く	34,439,486	5,465,692	
その他		1,278,167	373,662		
合計		64,397,723	9,276,175		
		分担金除く	58,806,086	8,324,933	

(注) 1 組合分担金とは、廃棄物処理に関して構成市町が当該の事務組合に支払う負担金をいう。この分については一部事務組合における事業経費として各項目に分類算入されている。従って、廃棄物処理経費を算出する場合には、組合分担金を除く必要がある。

2 「その他」とは、ボランティア清掃で使用するごみ袋代や、町内会が設置するごみステーションの設置補助など、他の項目に属さないものをいう。

(2) 処理経費

ごみ 1 t 当たりの処理経費は 38,737 円/t, し尿 1 k1 当たりの処理経費は 8,788 円/k1 で, それぞれの推移は, 表 1-6 のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{ごみ 1 t 当たりの処理経費} &= \frac{\begin{array}{r} \text{ごみの処理及び維持管理費(分担金を除く)} \quad - \quad (\text{車両等購入費} + \text{調査研究費}) \\ 34,439,486 \text{ 千円} \quad \quad \quad - \quad \quad 83,863 \text{ 千円} \end{array}}{\text{ごみの処理量} \quad 886,891 \text{ t}} \\ \\ \text{し尿 1 k1 当たりの処理経費} &= \frac{\begin{array}{r} \text{し尿の処理及び維持管理費(分担金を除く)} \quad - \quad (\text{車両等購入費} + \text{調査研究費}) \\ 5,465,692 \text{ 千円} \quad \quad \quad - \quad \quad 9,713 \text{ 千円} \end{array}}{\text{し尿の処理量} \quad 620,826 \text{ k1}} \end{aligned}$$

表 1-6 ごみ及びし尿の単位当たりの処理経費の推移 (平成 28 年度～令和 2 年度)

年 度 区 分	H28	H29	H30	R1	R2	全国平均 (令和2年度)
ごみ 1 t 当たりの 処理経費 (円/t)	37,078	37,882	37,404	36,700	38,737	39,186
し尿 1 k1 当たりの 処理経費 (円/k1)	7,301	7,324	7,477	7,602	8,788	8,520

令和 2 年度におけるごみ 1 t 当たりの処理経費及びし尿 1 k1 当たりの処理経費は前年度よりも増加した。

(3) 事業経費

ごみ 1 t 当たりの事業経費は 66,306 円/t, し尿 1 k1 当たりの事業経費は 13,409 円/k1 で, それぞれの推移は, 表 1-7 のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{ごみ 1 t 当たりの事業経費} &= \frac{\text{ごみの事業経費(分担金を除く)} \quad 58,806,086 \text{ 千円}}{\text{ごみの処理量} \quad 886,891 \text{ t}} \\ \\ \text{し尿 1 k1 当たりの事業経費} &= \frac{\text{し尿の事業経費(分担金を除く)} \quad 8,324,933 \text{ 千円}}{\text{し尿の処理量} \quad 620,826 \text{ k1}} \end{aligned}$$

表 1-7 ごみ及びし尿の単位当たりの事業経費の推移 (平成 28 年度～令和 2 年度)

年 度 区 分	H28	H29	H30	R1	R2	全国平均 (令和2年度)
ごみ 1 t 当たりの 事業経費 (円/t)	46,034	50,095	55,385	44,774	66,306	53,190
し尿 1 k1 当たりの 事業経費 (円/k1)	8,821	9,292	9,560	10,861	13,409	12,047

令和 2 年度のごみ 1 t 当たりの事業経費及びし尿 1 k1 当たりの事業経費は前年度よりも増加した。今後, これらの事業経費は老朽化した施設の更新や改良等に伴い増大すると考えられる。

5 廃棄物処理事業従事職員

本県の一般廃棄物処理事業の職員数は、表1-8のとおりである。

廃棄物処理事業従事職員数は918人である、そのうち、ごみ処理事業に従事している職員は806人、し尿処理事業に従事している職員は112人である。

一般廃棄物処理事業にかかわる職員数の推移は、表1-9のとおりである。

表1-8 一般廃棄物処理事業の職員数（令和2年度）

（単位：人）

区 分	ご み			し 尿			合 計		
	一般職	技能職	計	一般職	技能職	計	一般職	技能職	計
市	293	463	756	45	35	80	338	498	836
町	13	8	21	4	6	10	17	14	31
一部事務組合	29	0	29	22	0	22	51	0	51
計	335	471	806	71	41	112	406	512	918

表1-9 一般廃棄物処理事業の職員数の推移（平成28年度～令和2年度）

（単位：人）

年 度 区 分	H28	H29	H30	R1	R2
一 般 職	554	550	543	426	406
技 能 職	478	474	443	515	512
計	1,032	1,024	986	941	918